

静岡県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月25日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県条例第42号

静岡県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

静岡県地方警察職員定数条例（昭和29年静岡県条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(職員の定数の特例)</u></p> <p>3 <u>令和4年10月1日から令和8年3月31日までの間は、第2条の規定中「1,939人」とあるのは「1,944人」と、「7,004人」とあるのは「7,009人」とする。</u></p> <p><u>(定数外の職員の特例)</u></p> <p>4 <u>令和6年度、令和8年度、令和10年度、令和12年度及び令和14年度において、<u>巡査の員数が第2条（令和6年度にあっては、前項の規定により読み替えられた同条）に掲げる巡査の定数を超える場合は、その定数を超える員数の巡査は、50人を超えない範囲内で定数外とすることができる。</u></u></p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(職員の定数の特例)</u></p> <p>3 <u>令和7年3月31日までの間は、第2条の規定中「1,939人」とあるのは「1,971人」と、「7,004人」とあるのは「7,036人」とする。</u></p> <p>4 <u>令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、第2条の規定中「1,939人」とあるのは「1,944人」と、「7,004人」とあるのは「7,009人」とする。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。